

平成27年12月10日

第 447 号



URL <http://nichibou.main.jp/> 日本防災設備協同組合 東京都文京区本郷一丁目15番6号
電話 03-3813-9650 (代) FAX 03-3813-9460
事務連絡メール nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp 営業連絡メール nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11月度理事会の概要 1～5

情 報

◎官報（号外第260号）告示

消防法施行規則第31条の七第二項において準用する消防法施行規則
第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準
の一部を改正する件（消防庁十六） 6～7

◎防火設備検査員に関する講習について

一般財団法人日本建築防災協会（月刊フェスク '15. 11）
..... 8～12

事務局だより

・組合情報	...	13
・共済制度について	...	13
・注文は今後も FAX で	...	13

11月度理事会概要

開催日時：平成27年11月19日（木）13時30～17時00分

開催場所：文京シビックセンター 3階B会議室

理事総数：10人

出席理事数：7人

（1）理事長挨拶

本日はいつもより会議の時間が長くなりますが宜しくお願い致します。

（2）業務報告

①事務局運営・渉外

11月4日（水）

（一財）日本消防設備安全センター

創立40周年祝賀会及び平成27年度消防関係功労者等表彰式
明治記念館 岡野事務局長 出席

11月5日（木）

東京第5支部 支部長石毛氏、副支部長磯部氏 来局
第5支部、支部会開催について打合せ。

支部会開催決定。平成28年2月10日（水）

文京シビックセンター 18時より

11月6日（金）

平成27年度消防設備業務講習会（点検実務者に求められる
素養について学び考える）

主催 （一財）神奈川県消防設備安全協会

講師 （一社）東京防災設備保守協会 小川 勉氏

松原理事、岡野事務局長 オブザーバー出席

講師の問いにグループ分けされた受講者がディスカッション
の上集約された意見を発表する。講師の話中心の受動的な講

習会ではなく参加者同士の交流も考えられた斬新かつ有意義な講習会であった。

事務局報告：

10月22日

「防火設備検査員に関する講習」案内を送付

11月26日（木）

乙6講習会開催 文京シビックセンター 9時30分開始

11月13日（金）

東京消防庁火災予防功労者 表彰

武藤 忠春 城南設備㈱

濱崎 智隆 ㈱都市防災システムズ

年末年始 休暇

12月29日（火）～1月4日（月）

1月5日（火） 仕事始め

三役新年挨拶廻り

1月8日（金）

国交省 新年挨拶

1月13日（水） 広江理事長、中島専務理事、武藤理事

②広報

「防災組合ニュース」表紙の文字が見つらいとの意見があり意匠を変えて発行 見つらさは解消。

③教育

11月26日（木） 消防設備士乙6類講習会 開催決定

12月4日（金） 消防設備士甲4類講習会 開催決定

甲4は応募人数が少ないが今回は2年続けて中止にはできないということで開催を決定。再度募集のFAXを送る。

甲3講習会はモリタ宮田工業㈱に講師依頼を打診。

会場も貸してくれるとのことだが場所が茅ヶ崎で都心から遠いので東京での開催をお願いしたい。2月15日から

2月19日の間で講師の予定確認を松原理事に依頼。

④福利厚生・企画

古木副理事長より、研修旅行懇親会の収支報告が行われた。
ボーリング、忘年会の詳細が報告され参加を確保することの
要請がなされた。

⑤財務・共同購買

売上が前年度対比で約5%減、今後もこの傾向に変化は無い
と予測できる。外部の売上は前年に比べて変化はない。
組合員各位への売上が約10%減少している。
残り5カ月で何とか前年に近づく努力をしていきたい。

⑥研究部会

AIU 損害保険(株)宮崎氏の出席でマネジメントリスク
プロテクション保険についての説明。役員個人を取り巻く
訴訟のリスクに対する保険とのこと。資料等出来たら
組合員各位に送りたい。

⑦防排煙検討委員会

広江理事長より10月27日に行われた防排煙設備実務講習会
についての説明が行われた。この際1社30,000円の講師料
の決め方に問題があるのではとの指摘があり今後は理事会
で決定すべきとの結論に至った。

⑧青年部

11月20日(金)青年部・研修会
研修先はニッタン電子(株) 大利根工場
生産工程の見学他後に大宮で懇親会。

⑨支部運営促進

2年ぶりに第5支部会が石毛支部長の下開催が決まった。
平成28年2月10日(水)文京シビックセンターにて
平成27年12月3日(木)立川方面で第4支部会開催予定。
議題は会員の増強について

(3) 議案の審議

第1号議案 新年賀詞交歓会について

賀詞交歓会に先立って行う理事会において今回より理事のみで行う。当該役員には理事長より連絡をする。

役割分担については27年賀詞交歓会と同じ担当者とする。

来賓祝辞 今回、中央会の担当、鈴木氏が変わった。

毎年中央会の方をお願いしていたが今回は工業会の役員か能美橋爪会長をお願いしたいということとなり、古木副理事長に依頼した。

乾杯 27年は橋爪氏にお願いしたが橋爪氏が祝辞の場合他の人選を考える。

祝宴 バンド演奏、アトラクションの類は行わない。

懇談を中心とする。

来賓すべての紹介はしない。ひな壇の方々のみ。

ビンゴは行う。

第2号議案 組合創立50周年祝賀会について

50周年祝賀会は49回通常総会時に行う。

準備委員会を立ち上げる。メンバーの選定について意見が出たが、現在の理事で行っていく。

12月の理事会を14:00開始17:00まで時間を多めにとって話合う。そこで決まらなければ

1月21日10時より理事会を行う。

次回 12月17日 文京シビックセンター 3階B会議室

平成27年11月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
10月15日(木)	研修旅行・10月度理事会	箱根・湯本 「河鹿荘」
10月22日(木)	業務決裁・・・広江理事長	会社にて
10月27日(火)	防排煙実務講習会	文京シビックセンター
10月29日(木)	(一財) あんしん財団 傷害保険について打合せ	長堀支局長他 来局 広江理事長、岡野事務局長
11月4日(水)	(一財) 日本消防設備安全センター 創立40周年祝賀会及び平成27年度消防関係功労者等 表彰式	明治記念館 岡野事務局長 出席
11月5日(木)	東京第5支部、支部長石毛氏、副支部長、磯部氏来局 第5支部、支部会開催に向けての打合せ	
11月6日(金)	業務決裁・・・広江理事長	会社にて
	平成27年度消防設備業務講習会(点検実務者に求めら れる素養について学び考える) 主催 (一財) 神奈川県消防設備安全協会 松原理事、岡野事務局長 オブザーバー 出席 かながわ労働プラザ	
11月12日(木)	経営診断・・・小出会計	

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件（消防庁一六）

告

示

○消防庁告示第十六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十八号（消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十八日

消防庁長官 佐々木敦朗

第一の表特種の項中「屋内消火栓設備」を「屋内消火栓設備」に、「泡消火設備」を「泡消火設備」に、「屋外消火栓設備」を「屋外消火栓設備」に改め、無線通信補助設備の下に、「パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連絡送水管、共同住宅用非常コンセント設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備」を「屋内消火栓設備」に、「泡消火設備」を「泡消火設備」に、「屋外消火栓設備」を「屋外消火栓設備」に、「及び連絡送水管」を「連絡送水管、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用連絡送水管及び特定駐車場用泡消火設備」に改め、同表第二種の項中「及び無線通信補助設備」を「無線通信補助設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用非常コンセント設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備及び複合型居住施設用自動火災報知設備」に改める。

別記様式(その二)及び別記様式(その三)を次のように定める。

(その2)

第1種消防設備点検資格者免状

表面

85mm

54mm

79mm

48mm

第1種消防設備点検資格者免状

氏名 生年月日 年 月 日 本籍 交付年月日 年 月 日 交付番号

有効期限 年 月 日まで

登録講習機関名

写真 30mm 24mm

印

裏面

備考

1 第1種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。

2 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。

なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がありますので、その旨を留意して再講習を受講すること。

点検を行うことができる消防用設備等の種類

消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不燃性ガス消火設備、ハロゲン化炭素消火設備、粉砕消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結消火設備、連結給水管、バックアップ型消火設備、バッキング型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用連結給水管及び特定避難場所用消火設備

備考

- 備考
- 1 用紙の表面には、無色透明の薄紙を接着させるものとする。
 - 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

(その3)

第2種消防設備点検資格者免状

表面

85mm

54mm

79mm

48mm

第2種消防設備点検資格者免状

氏名 生年月日 年 月 日 本籍 交付年月日 年 月 日 交付番号

有効期限 年 月 日まで

登録講習機関名

写真 30mm 24mm

印

裏面

備考

1 第2種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。

2 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。

なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がありますので、その旨を留意して再講習を受講すること。

点検を行うことができる消防用設備等の種類

自動火災報知設備、ガス検知火災警報設備、電気火災警報、消防用設備へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備、通報器具、警報灯、警報装置、防煙設備、非常コンセント設備、機械送風機設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報装置、共同住宅用非常コンセント設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、加工防煙施設及び複合型居住施設用自動火災報知設備

備考

附 則

- 1 この告示は、平成二十八年三月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に交付されている第一種消防設備点検資格者免状又は第二種消防設備点検資格者免状は、それぞれこの告示による改正後の平成十六年消防庁告示第十八号別記様式の第一種消防設備点検資格者免状又は第二種消防設備点検資格者免状とみなす。

防火設備検査員に

関する講習について

建築基準法第12条の定期報告制度では、これまで、特殊建築物等の定期調査、建築設備及び昇降機等の定期検査が行われていました。今回の改正により、新たに防火設備の定期検査制度が創設されました。

防火設備定期検査の対象となるのは、国が指定する建築物及び国が指定する建築物以外で特定行政庁が指定する建築物に設置された防火設備のうち、主に感知器連動の防火戸（防火扉・防火シャッター）です。

この防火設備の定期検査を行えるのは、一級・二級建築士又は防火設備検査員の法定講習を修了して資格者証を交付された者です。今回実施する「防火設備検査員に関する講習」の修了者は、法定講習の修了者と同等と取り扱われる予定です。

受講資格としては、火災予防業務に関して5年以上の実務経験を有する消防吏員の方や、消防設備士又は消防設備点検資格者として5年以上の実務経験（防火設備に関するもの）を有する方等です。詳細は、以下に記載する講習案内及び「日本建築防災協会」のホームページに掲載しているQ&Aをご参照ください。

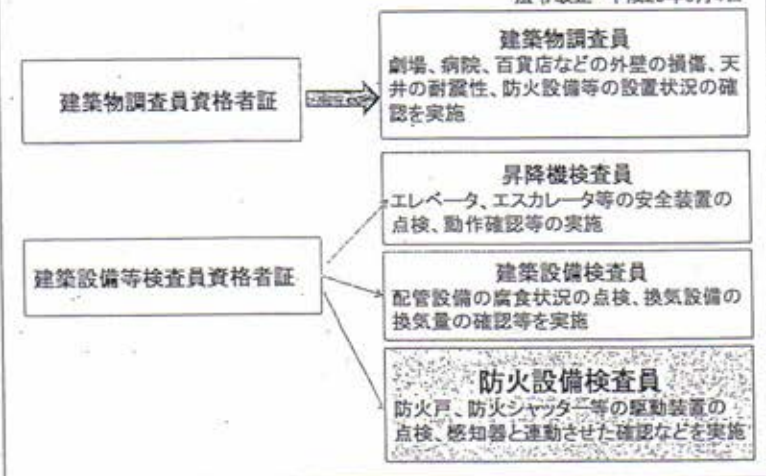
なお、申込書は所定の様式が必要ですので、消防本部又は都道府県建築担当課窓口で入手していただくか、本稿最後に記載する「請求先」に請求してください。

建築基準法の改正（平成26年法律第54号）により、新たな「定期報告制度」において「防火設備検査員」が位置付けられ、原則、法定講習の修了者に対して資格証が交付されることとされています。平成28年6月に予定されている「定期報告制度」の円滑な施行の準備のため、防火設備検査員に関する事前講習を国土交通省の協力により開催いたしますのでその概要を紹介します。

一般財団法人日本建築防災協会

定期報告制度の資格者証の種別

法令改正 平成26年6月4日



【この資格講習に関する問合せ先】

講習案内や講習に関するQ&Aを「日本建築防災協会」のホームページに掲載しておりますので、まずホームページをご参照ください。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/boukasetsubi.html>

一般財団法人日本建築防災協会
防火設備講習係
TEL.03-5512-6451

「防火設備検査員に関する講習」ご案内

主催 一般財団法人 日本建築防災協会
協力 国・土 交 通 省

建築基準法の改正により、平成28年6月の施行が予定されている新たな「定期報告制度」においては、「防火設備検査員」が位置付けられ、原則、法定講習の修了者に対して資格者証が交付されることとされています。

この制度の円滑な開始には、施行前に一定数の方に防火設備検査員になっていただく必要があることから、本協会では、国土交通省の協力のもとに事前講習として「防火設備検査員に関する講習」を開催することといたしました。この講習は学科講習と実技講習とで構成されています。

「防火設備検査員に関する講習」の修了者は、法施行後に実施される「登録防火設備検査員講習」の修了者と同等に扱われ、国土交通大臣より防火設備検査員の資格者証が交付される予定です。

I. 学 科 講 習

第1 受講資格

受講資格者は、次の区分イからヌまでのいずれかに該当する者

学 校	学 科	卒業後の実務経験年数 (防火設備に関するもの)
イ. 大学	正規の建築学、機械工学または電気工学に相当する課程	2年以上
ロ. 3年制短期大学 (夜間を除く)	正規の建築学に相当する課程の例： 建築科、建築学科、建築工学科、建設科、建設学科 など	3年以上
ハ. 2年制短期大学 又は高等専門学校	正規の機械工学に相当する課程の例： 機械科、機械学科、機械工学科、機械システム工学科 など	4年以上
ニ. 高等学校又は 中等教育学校	正規の電気工学に相当する課程の例： 電気科、電気学科、電気工学科、電気技術科 など	7年以上
ホ. 11年以上の実務経験（防火設備に関するもの）を有する者		
ヘ. 建築行政に関して2年以上の実務経験（防火設備に関するもの）を有する者		
ト. 消防吏員として5年以上の実務経験（火災予防業務に関するもの）を有する者		
チ. 消防設備点検資格者として5年以上の実務経験（防火設備に関するもの）を有する者		
リ. 甲種消防設備士又は乙種消防設備士として5年以上の実務経験（防火設備に関するもの）を有する者		
ヌ. 上記と同等以上の知識及び経験を有する者 (①専修学校、職業能力開発大学校等の相当する課程を修了し、一定の実務経験（防火設備に関するもの）を有する者、②防火設備に関する適切な教育を受け、かつ、一定の実務経験（防火設備に関するもの）を有する者（以下「防火設備実務者」という。）)		

第2 開催期日・開催地・定員 3回に分けて開催します。複数回の受講はできません。

開催回	開催期日	開催地	定員
第1回	平成28年 1月13日(水) ～14日(木)	札幌市内	300名
		仙台市内	300名
		新潟市内	250名
		東京都区内	1500名
		名古屋市内	500名
		大阪市内	1000名
		高松市内	150名
		広島市内	300名
		福岡市内	500名
		那覇市内	150名
開催回	開催期日	開催地	定員
第2回	平成28年 1月26日(火) ～27日(水)	東京都区内	1000名
		名古屋市内	500名
		大阪市内	500名
		福岡市内	500名
開催回	開催期日	開催地	定員
第3回	平成28年 2月8日(月) ～9日(火)	東京都区内	1000名
		名古屋市内	500名
		大阪市内	500名
		福岡市内	500名

※定員に達し次第、申込み受付期間中でも締め切ります。

※具体的な受講会場は受講票送付時にご案内いたしますので予めご了承下さい（送付時期は平成27年12月中旬）。

第3 講習科目・講習時間

この講習はDVDによる講習です。

1日目		2日目	
時 間	科 目	時 間	科 目
8:45～	(受付開始)	8:45～	(受付開始)
9:30～11:30	建築学概論※1	9:30～10:30	防火設備概論（運動機構に関するもの）
11:30～12:20	(昼食休憩)	10:40～11:40	防火設備に関する維持保全
12:20～13:20	防火設備定期検査制度総論	11:40～12:30	(昼食休憩)
13:30～14:30	防火設備に関する建築基準法令	12:30～14:30	防火設備定期検査業務基準
14:40～16:40	防火設備概論（防火戸等に関するもの）※2	14:50～15:00	(修了考査における注意事項説明)
		15:00～16:30	修了考査

※1：「建築学概論」の科目については、特殊建築物等調査資格者、建築設備検査資格者、昇降機検査資格者又は建築設備士は、申請に基づき受講を免除することができます（以下「受講免除A」という。）。ただし、受講料の減額はありせん。

※2：「防火設備概論（防火戸等に関するもの）」の科目については、防火設備実務者は、申請に基づき受講を免除することができます（以下「受講免除B」という。）。ただし、受講料の減額はありせん。

第4 受講料

受講料 32,400円（消費税込み）（テキスト代含む。）

この講習案内に添付の振込用紙を用い、銀行窓口にてお振込み下さい。既納の受講料は返金いたしません。ただし、受講資格がないと判定された方には受講料を返金いたします。領収書は銀行発行の振込受領書をもって代えさせていただきます。なお、この受講料には実技講習の受講料を含みません。

第5 受講申込手続

下記の①～③の書類及び受講資格の区分（第1 受講資格参照）に応じた④～⑦の書類、また、必要に応じて⑧の書類を角2号封筒（A4サイズが入るもの）に入れて第6 申込書の送付先にご送付下さい。

① 受講申込書

所定の用紙（この講習案内に添付の受講申込書）に記入して下さい。所定の用紙以外は認められません。

② 整理票

整理票に必ず写真（6ヶ月以内に撮影したもの。大きさ縦3.5cm×横2.5cm。裏面に氏名を必ず記入）を貼付して下さい。また、太枠内の申込者氏名、フリガナ、性別、生年月日を記入して下さい。

③ 振込証明書

銀行窓口にて受講料を振り込んだ際の押印済みの振込証明書（原本）を振込証明書 貼付欄に貼り付けて下さい。会社名で振り込む場合は、振込証明書の依頼人の欄に会社名を、受講者氏名欄には受講者氏名を必ず記入して下さい。

④ 卒業証書の写し又は卒業証明書（原本）（受講資格の区分 イ～ニまたはヌの①で受講する場合）

⑤ 消防設備点検資格者の免状の写し（受講資格の区分 チで受講する場合）

⑥ 甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の写し（受講資格の区分 リで受講する場合）

⑦ 防火設備実務者であることを証する書類の写し（受講資格の区分 ヌの②で受講する場合）

⑧ 申込に必要な書類等に記載された氏名等と現在の氏名等に異同がある場合は、戸籍謄本・戸籍抄本等、その記載事項の異同が確認できる書類又はその写しを受講申込書と一緒に送付下さい。

⑨ その他、受講資格審査等に追加で書類（労働者名簿の写し等）が必要となった場合には、すみやかに提出して下さい。

受講の一部免除手続

受講の一部免除を希望する場合には、以下の資料についても受講申込書と一緒に送付下さい。

・受講免除Aを希望する場合（「建築学概論」科目免除）

特殊建築物等調査資格者、建築設備検査資格者、昇降機検査資格者、建築設備士いずれかの資格を証する書類の写し

・受講免除Bを希望する場合（「防火設備概論（防火戸等に関するもの）」科目免除）

防火設備実務者であることを証する書類の写し

・実技講習の免除を希望する場合（「実技講習」科目免除）→Ⅱ. 実技講習 第7 実技講習の受講免除手続を参照

第6 申込書の送付先

(講習実施補助業務委託先)

〒192-0042 東京都八王子市中野山王1-21-1

サンパートナーズ(株) 防火設備講習係 TEL 042-628-9560 FAX 042-628-9026

第7 申込期間

- ・(講習案内・受講申込書の情報提供開始) 平成27年10月1日(木)～
- ・(講習案内・受講申込書の配布開始) 平成27年10月13日(火)～
- ・(受付期間) 平成27年11月2日(月)から11月30日(月)まで(消印有効)

第8 受講の通知

受講資格審査の結果、受講資格者には受講票・会場案内を送付します(平成27年12月中旬)。受講資格がないと判定された方にはその旨を通知し、後日受講料を返金します。受講にあたっては、第3、第11、第12をよくお読みの上、受講会場までお越し下さい。

第9 修了考査結果の通知

修了考査を受講された方には、合否の結果を本人に通知いたします(平成28年3月上旬)。

また、修了考査の合格者で実技講習の受講免除の方には、講習修了証明書を送付します。

第10 住所・勤務先等変更の連絡

住所・勤務先等、受講申込書記載事項に変更があった場合は、所定の変更届(ホームページに掲載)により、(一財)日本建築防災協会 防火設備講習係に届け出て下さい。

第11 講義受講の際の注意事項

1. 受講票と筆記用具を必ず持参して下さい。
受講票は両日とも入場の際に受付に提示し、出席の確認印を押してもらって下さい。出席の確認印がない場合は欠席とみなされる場合がありますのでご注意下さい。
筆記用具については、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、その他、マーカーや付箋の持ち込みも可能です。
2. 座席は指定されていますので、必ず指定された席に着席して下さい。受講番号の下4桁と座席指定番号が対応していますので、会場で提示される座席表を確認して下さい。
3. 講習時間中に写真と照合し出欠を確認します。指定された席以外に着席すると欠席とみなされますのでご注意下さい。
4. 場内では、携帯電話等の使用はできませんので必ず電源を切るか、マナーモードにして下さい。
5. 全科目を受講しないと修了考査は受けられません。また、30分以上遅刻・早退した講習科目が1つでもある場合は、受講を放棄したものとみなされ、修了考査は受けられません。
6. 受講免除A(「建築学概論」科目免除)で受講される方は、1日目最初に受講する講義は12:20から始まりますのでご注意下さい。受付は11:50から開始します。

第12 修了考査の注意事項

1. 30分以上遅刻した場合は修了考査は受けられません。
2. 筆記用具(HB以上の鉛筆・シャープペンシル、消しゴム)をご用意下さい。修了考査はマークシート方式となっています。
3. 修了考査中は講習テキスト及び建築基準法令集を持ち込むことができます。
4. 修了考査開始から45分間及び終了15分前から終了までの間は退場できません。
5. 修了考査の一部免除はありません。
6. 携帯電話等無線通信機器(時計機能として使用する場合を含む。)の修了考査時間中の使用を禁止します。なお、修了考査時間中に使用した場合は不正行為とみなします。
7. 不正行為があった場合及び係員の指示に従わなかった場合は、解答は無効となり、退場していただきます。

Ⅱ. 実 技 講 習

第1 受講資格

学科講習の全科目を受講し、修了考査に合格した方です。

第2 開催期日・開催地

平成28年3月中旬～4月頃、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡で開催予定です。

第3 講習科目・講習時間

実技講習（防火設備検査方法）の講習時間は3時間を予定しています。

第4 受講料

実技講習受講料 27,000円（消費税込み）

実技講習の受講料は、実技講習申込時に申し受けます。

第5 受講申込手続

学科講習の全科目を受講し、修了考査に合格した方（実技講習の受講免除を受けた方を除く。）には、合格通知と実技講習の案内を同時に送付いたしますので、この案内に従って手続きをして下さい（平成28年3月上旬送付予定）。

第6 講習修了証明書の送付

実技講習を受講された方には、講習修了証明書を送付します。

第7 実技講習の受講免除手続

実技講習は、防火設備実務者については、申請に基づき受講を免除することができます。

実技講習の受講免除を希望する場合には、学科講習の申込の際に以下の要領でお申し込み下さい。

- 1) 学科講習の受講申込書（裏面）の実技講習の受講免除の欄の□にレ点を記入して下さい。
- 2) 防火設備実務者であることを証する書類の写しを申込書と一緒に同封して下さい。

◎本協会のホームページに、この講習の実施に関する最新の情報や、申し込みに関するQ&A等を掲載いたしますので、随時ご確認下さい。（ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/boukasetubi.html>）

●講習案内・受講申込書の配布

学科講習の講習案内・受講申込書は、以下の窓口で配布をお願いしております。

- 全国都道府県庁及び主要市（区）役所建築担当課窓口、全国主要消防本部（局）予防課窓口
- 全国各地建築士会、建築士事務所協会窓口 ○定期調査報告取扱い地域法人窓口

なお、上記の窓口で入手できない場合は、以下の要領で請求して下さい。

- 1) 返信用封筒（返信先を記入し、切手を貼り付けて下さい。）

1部～2部：角2号封筒（A4サイズが入るもの）に140円切手貼付

3部～4部：角2号封筒（A4サイズが入るもの）に205円切手貼付

5部～6部：角2号封筒（A4サイズが入るもの）に250円切手貼付

7部～10部：角2号封筒（A4サイズが入るもの）に400円切手貼付

- 2) 希望部数等を記入した用紙（様式は自由です。）

ご記入いただく項目：希望部数（○部）、氏名、連絡先電話番号

- 3) 請求先

上記の1)及び2)を、以下にご送付下さい。

〒192-0042 東京都八王子市中野山王1-21-1

サンパートナーズ（株）防火設備講習案内送付 係 TEL 042-628-9560 FAX 042-628-9026

事務局だより

◎組合情報

年末年始の事務局業務予定は次頁のご案内の通りです。
宜しくお願い申し上げます。

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ご注文は今後も FAX でお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。
ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、
ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。

平成 27 年 12 月 日

組 合 員 各 位

年末年始の休業日のご案内

拝啓

平素より当組合事業にご協力賜り誠に有難う御座います。

さて、年末年始の業務は下記の日程になります。

何かとご不便をおかけしますが、宜しくお願い申し上げます。

謹 白

年末 12月29日(火) より～

年始 1月 4日(月) 迄休業

(1月 5日(火) より通常営業)

文 京 区 本 郷 1 - 1 5 - 6

日 本 防 災 設 備 協 同 組 合